

2024年8月14日
イオン株式会社

ミャンマーにおける社員の解放と帰国について

7月11日、「生活必需品・サービス法第5条」に基づきミャンマー当局に起訴されていたイオンオレンジの社員が8月12日、現地時間の夕方解放され本日、帰国いたしました。

本件に関する当社の認識によれば6月24日、生活必需品・サービス法に基づき、当局よりミャンマー・コメ連盟に対して米の統制価格の通達がなされておりましたが、イオンオレンジをはじめとする地元小売業各社は、同通達がなされたことを知り得ませんでした。

6月26日夕方、当局からの通達を認識し、翌27日に米の販売価格を統制価格範囲内に変更しましたが、その間、統制価格を逸脱し、生活必需品・サービス法違反の状態が生じておりました。

いかなる状況下であったとしても、このような対応となっていたことにより、関係各所にご迷惑をお掛けすることとなり、当社といたしまして深くお詫び申し上げます。

その後、外務省をはじめとする関係各所の皆さまの多大なるお力添え、ご支援により、当社社員は解放され本日、帰国することができました。

関係各所の皆さまに、あらためて心より厚く御礼申し上げます。

イオンは今後も各国においてコンプライアンスの遵守を徹底するとともに、地域のお客さま満足の実現に向け、継続して取り組んでまいります。

以 上